

河川・道路管理用光ファイバの民間事業者等による利用方法の概要

○制度の対象：

- ・電気通信事業者*、ケーブルテレビ事業者、国、地方公共団体

* 制度の対象となる電気通信事業者は、事業用電気通信回線設備（電気通信事業法第41条第1項に規定する電気通信設備のうち電気通信回線設備）を設置する電気通信事業者とする。

○開放区間：

- ・事務所、出張所、約5km間隔の事務所で指定するクロージャ又は光成端箱（以下「指定クロージャ等」と呼ぶ。）間で開放する。
- ・分岐は、原則として指定クロージャ等でのみ認める。

○最小開放芯線数：

- ・1芯から利用可能とする。

○開放芯線数（テープ数）：

- ・[開放テープ数] = [光ファイバのテープ数]
－ [今後10年間に使用予定（使用中含む）テープ数]

○クロージャの設置：

- ・開放区間内への追加クロージャ設置は認めない。
- ・指定クロージャ等における分岐時に、そのハンドホール内（架空区間の場合は近傍）に、利用事業者等側の負担で、分岐用クロージャの設置を義務づける。なお、光成端箱における分岐時には、分岐用クロージャの設置は認めない。
- ・利用事業者等間によるクロージャの共同設置を認める。

○中継装置、伝送機器等の設置：

- ・事務所及び出張所内等への中継装置、伝送機器等の設置は認めない。
- ・事務所及び出張所内等への光ファイバケーブルの設置については、国有財産法に基づく使用の許可を得た上で設置を認める。

○情報の提供：

- ・公募区間、公募条件（光ファイバの品質等の技術的条件などを含む）については、利用希望者の公募の際にホームページにおいて提供する（光ファイバの設置状況、開放状況等についてもホームページにおいて提供する。）。

○利用希望者の募集：

- ・上半期及び下半期に一度ずつ募集を行う予定。

○利用事業者等の決定：

- ・利用希望者間で調整の上、決定。